紀宝町高齢者等おでかけ応援



電動車等購入支援補助金



～日常生活における移動手段の確保をサポートします～

◎目的

日常生活における高齢者等の移動手段の確保による地域コミュニティの活性化、社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防の推進及び高齢者ドライバーの免許返納に伴う移動手段のサポート、外出機会の創出並びに温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進に寄与することを目的に支援します。

◎補助対象者

- □紀宝町に住所を有し、当該住所地に居住している方
- □満65歳以上であること。または身体障害者手帳の交付をうけている方
- □購入した新品電動車等を自ら使用する方
- □町税を滞納していない方
- □運転免許証を保有していない方



※上記の**いずれにも該当する方が対象**

◎補助金額

～本体購入費用の2分の1（千円未満の端数切捨て）を助成します～

補助対象車両	補助金額	
	自動車運転免許証を自主返納された方	それ以外の方
自操用電動車いす	16万円	14万円
電動アシスト自転車	6万円	5万円
電動アシスト三輪車	8万円	7万円
三輪自転車	4万円	3万円

◎補助対象の電動車等



・新品の電動車等（購入から3カ月以内に申請が必要※令和5年4月1日以降に所有された電動車等）

・防犯登録と自転車安全整備を受け、 TSマークを貼り付けている電動車

※自操用電動車いすの場合

○公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）に登録されているもの。
○道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「施行規則」という。）第１条に規定する基準に適合するもので、日本工業規格(JIS)T９２０３：２０１６、日本工業規格(JIS)T９２０８：２０１６又は日本工業規格(JIS)T９２０６：２０１７のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の安全性及び性能を有すると町長が認めるもので、かつ、次のア又はイのいずれかの基準を満たすものをいう。
　ア　国家公安委員会の型式認定を取得したもの
　イ　公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）に登録されているもの

◎補助申請手続き流れ

①紀宝町役場に申請

◎必要なもの
□購入した電動車等に係る領収書
□購入した電動車等全体のカラー写真
□購入した電動車等に係る製造メーカー保証書（型番、車体番号、車名等が明記されており、補助対象電動車等であることが確認されたもの）の写し
□ＴＳマーク付帯保険加入書の写し又はＴＳマーク付帯保険に加入したことが確認できる書類の写し（電動自転車、電動三輪車又は三輪車を購入した場合のみ）
□防犯登録票の写し（電動自転車、電動三輪車又は三輪車を購入した場合のみ）
□身体障害者手帳の写し（交付を受けている方のみ）
□運転免許の取消通知書の写し又は運転経歴証明書の写し（保有している方のみ）
□世帯状況、町税の課税・納税状況等調査同意書
□その他町長が必要と認める書類

②紀宝町役場において審査





③交付決定





④お支払い

※上記赤字部分については紀宝警察署にご相談下さい。

問合せ先：紀宝町役場　企画調整課　ＴＥＬ：0735-33-0334
紀宝警察署　ＴＥＬ：0735-33-0110